

# 『よくわかる年金制度のあらまし 令和4年度版』追補・訂正

(令和4年8月1日現在)

雇用保険の賃金日額等は、毎年8月から変更になります。本書記載の賃金日額等について、令和4年8月から令和5年7月までの金額は以下のとおりになりました。

その他、本書発行後、改正等が新たに判明した事項について掲載します。

P10

## ●国民年金保険料免除の特例について

免除の適用期間が、令和4年6月分までから令和5年6月分までに延長されました。

学生納付特例につきましては、令和5年3月分までで変更ありません。

## ●厚生年金保険料等の標準報酬月額の特例改定について

新型コロナウイルス感染症の影響により報酬の急減があった場合に、標準報酬月額を特例改定する措置について、令和4年9月まで対象とされることになりました。受付期間は以下の通りです。

### 報酬の急減月による受付期間

- ・令和4年4月～6月…令和4年8月末まで
- ・令和4年7月…令和4年9月末まで
- ・令和4年8月～9月…令和4年11月末まで

P52～53

## ●雇用保険の賃金日額等の変更について

雇用保険の賃金日額等は、毎月勤労統計調査に基づき変更されます。令和4年8月1日から令和5年7月31日は、右表の金額となります。

項目	金額
賃金日額の下限額	2,657円 (2,577円)
基本手当日額の最低額	2,125円 (2,061円)
高年齢雇用継続給付の算定に係る支給限度額	364,595円 (360,584円)
60歳到達時の賃金月額の上限額	478,500円 (473,100円)

※( )内は令和3年8月1日から令和4年7月31日の金額。

P92～

## ●社会保障協定について

日本とスウェーデンとの社会保障協定が令和4年6月1日に発効しました。

協定の対象は年金制度のみです。